第明治三十五種郵便物認可

平成２１年（フ）第２３１号
長崎県諫早市小長井町小川原浦738番地１
榎並ハイツ106号、前住所大阪市淀川区十三本町３丁目４番24―108号
債務者　小林　正哉
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２３２号
長崎県諫早市永昌町35番６号、前住所長崎県諫早市真崎町1685番地３
債務者　宮副サチ子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
長崎県諫早市高来町善住寺564番地14
債務者　髙谷　明美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
長崎県諫早市小川町1089番地２
債務者　吉永　美子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
長崎県諫早市多良見町木床1659番地　コーンフォタブル光本Ｆ棟、前住所長崎県諫早市多良見町化屋783番地14
債務者　久野　輝代
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２４０号
長崎県大村市杭出津１丁目878番地８
債務者　田嶋　利徳
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
長崎県諫早市真崎町1891番地
債務者　田﨑　孝子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２４３号
長崎県大村市富の原１丁目1276番地２　ハピネス富の原202号、前住所長崎県大村市富の原１丁目1287番地18
債務者　栗田　昭夫
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
長崎県大村市富の原１丁目1276番地２　ハピネス富の原202号、前住所長崎県大村市富の原１丁目1287番地18
債務者　栗田喜久子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２４６号
長崎県諫早市飯盛町里161番地
債務者　大門　喜廣
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
長崎県大村市日泊町702番地、前住所長崎県大村市日泊町696番地３
債務者　松下　　修
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
長崎県諫早市金谷町３番29号　光楓ビル302号、前住所長崎県諫早市御手水町1005番地１
債務者　林下　　久
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
長崎県諫早市小船越町930番地316
債務者　牧瀬　民弥
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第６９号
福井県敦賀市堂57号1308番地　フレーブⅡ103
債務者　村上　文吉
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第２１５８号
愛知県小牧市大字舟津１番地７　スペクトル舟津壱番館306号
債務者　長屋　静子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３２７号
名古屋市港区野跡４丁目４番３―902号　みなと荘
債務者　元吉　芳夫
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６２号
兵庫県篠山市住山845番地
債務者　尾嶋建材こと　尾嶋　　正
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係